

## 医療保険制度の地方分権化に関する試算結果について

2005年9月  
関西社会経済研究所

### 1. 試算のねらい

- ・本格的な高齢化の進展に伴い、医療保険制度の持続可能性に対する危惧が高まり、制度改革が喫緊の課題となっている。なかでも、自営業者が加入者の主体となり、保険者が市町村となっている国保（市町村国民健康保険）は、2002年度で全体の6割が赤字となっているほか、保険料負担の地域間格差も拡大している。さらに、中小企業に勤務するサラリーマンやその被扶養者が加入し、国が保険者となっている政管健保（政府管掌健康保険）も、2007年度から赤字転落し、2008年度には積立金が底をつくと見込まれるなど財政悪化が急速に進んでいる。
- ・医療保険の財政悪化の要因としては、高齢化による高齢者医療給付費の拡大を別とすれば、医療保険において保険者機能が十分に発揮されていないという点がしばしば指摘されている。効率的な制度運営を行う上で、財政基盤が弱いところが多い市町村は保険者として小さすぎるし、地域によって異なる医療サービス需要への対応や保険事務の遂行という点で、国は保険者として大きすぎる危険性がある。
- ・そのため、厚生労働省も、国保や政管健保については都道府県単位を軸とした保険運営を目指しているところである（「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（2003年3月閣議決定）。医療保険の保険者を市町村や国ではなく、都道府県とすることには、保険者機能を高め、保険財政を安定化する上で一定の効果が期待できる。
- ・本試算ではまず、国保や政管健保について、厚生労働省案のように保険者の単位を都道府県にすれば地域間格差がどこまで広がるかを試算する。国は、各都道府県における運営努力では関与できない年齢構成や所得の違いを調整することになるが、その調整を行っても残る格差は保険料負担の違いに反映されることになる。
- ・さらに、保険者の単位を幾つかの都道府県を一緒にしたブロックに拡大することの是非を検討する。その場合、国による年齢・所得調整はブロックを単位に行われ、保険料率はブロック内で同一となる。本試算では、その保険料率を試算するとともに、保険者の単位をブロックにすることの意義を検討する。

## 2. 試算の方法

試算は国保、政管健保それぞれについて行うが、その方針は両者で基本的に共通のものとなっている（政管健保の保険料率には、事業主負担を含む）。ただし、本試算においては次の3つの想定を置いている。

- ・高齢者向けの医療制度である老人保健制度や退職者医療制度への拠出金については、すべての医療保険加入者が共通の負担率でその財源を調達するものと想定して計算から除外する。したがって、ここでの試算結果は、基本的に70歳未満の若人医療給付費の財源調達のみに関するものである。高齢者医療を含む負担は、試算結果に共通の料率を一律に上乘せする形で算出されることになる。
- ・国庫負担率は現行通り、国保50%、政管健保13%とする。ただし、各地域への国庫負担の投入は、実際の給付ではなく（各年齢階層における1人当たり医療給付費が全国平均に等しいとして計算される）標準医療給付費に対する一定比率で行う。
- ・保険料の収納率は、現行の水準で固定する。

基本的な試算の方針は、次の通り。

### データの構造

第*i*地域（都道府県・ブロック）において、次のデータを整備する。

第*j*年齢階層における加入者1人当たり医療給付費  $E_{ij}$

第*j*年齢階層における加入者数  $N_{ij}$

加入者1人当たり所得  $Y_i$

保険料収納率  $r_i$

### 全国ベースの標準計数の計算

第*j*年齢階層における1人当たり標準医療給付費  $E^*_j = \sum_i (N_{ij} \times E_{ij}) / \sum_i N_{ij}$

第*j*年齢階層の標準的人口比率  $p_j = \sum_i N_{ij} / \sum_i \sum_j N_{ij}, j = 1, \dots, J$

標準保険料率  $r^* = (1 - \sum_j p_j (N_{ij} \times E_{ij}) / \sum_j (p_j \times N_{ij} \times Y_i))$

ただし、 $r_i$  は国庫負担率（国保50%、政管健保13%）

### 地域間調整前の保険料率の計算

第*i*地域の一人当たり保険料  $p_i = [ \sum_j (N_{ij} \times E_{ij}) - \sum_j (N_{ij} \times E^*_j) ] / \sum_j N_{ij}$

第*i*地域の一人当たり保険料率  $r_i = [ \sum_j (N_{ij} \times E_{ij}) - \sum_j (N_{ij} \times E^*_j) ] / ( \sum_j N_{ij} \times Y_i )$

## 地域間調整

各地域における運営努力では関与できない違いを調整するため、保険料率の算出に際して、年齢調整・所得調整という2つの地域間調整を行う。この2つの調整を行っても残る保険料率の格差は、各地域における保険運営の効率性の違いを反映するものである。

A.《年齢調整》考え方 = 年齢階層別1人当たり医療給付費が全国平均に等しいと仮定して、各地域の年齢構成が全国平均の年齢構成に等しいとした場合の地域間格差を調整。

各地域において、その地域の人口が全国の標準的な人口構成にしたがって分布していると仮定して、その地域における医療給付費を計算し、さらに国庫負担をそこから差し引く。次に、国庫負担を差し引いた標準医療給付費がその値を上回れば調整交付金として給付し、下回れば拠出させる。高齢地域は受取側、若年地域は拠出側となる。

$$\text{第 } i \text{ 地域への調整交付金 } A_i = (1 - \alpha) \sum_j (N_{ij} \times E^*_j) - (1 - \alpha) \sum_j (\alpha \times \sum_j N_{ij}) \times E^*_j, \\ \alpha A_i = 0$$

B.《所得調整》考え方 = 1人当たり医療給付費が全国平均と等しいと仮定して、その医療給付費を賄う保険料率が地域間で同じになるように、地域間格差を調整。

各地域において、1人当たり全国平均医療給付費を実際の人口に乗じて、国庫負担をそこから差し引く。次に、その地域の人々が、全国における標準的な保険料率で保険料を支払った場合、不足すれば調整交付金として給付し、余れば拠出させる。低所得地域は受取側、高所得地域は拠出側となる。

$$\text{第 } i \text{ 地域への調整交付金 } B_i = (1 - \alpha) \sum_j (\alpha \times \sum_j N_{ij}) \times E^*_j - r^* (\alpha \times \sum_j N_{ij} \times Y_i), \\ \alpha B_i = 0$$

## 地域間調整後の保険料率の計算

各地域において、実際の医療給付から国庫負担分を差し引き、さらに年齢調整・所得調整による各調整交付金を差し引いた値を加入者数で割ることにより、1人当たりの調整済み保険料が得られる。また、その地域の総所得で割れば、調整済み保険料率が得られる。

第  $i$  地域の調整済み一人当たり保険料

$$p_i^{\text{adj}} = [ \sum_j (N_{ij} \times E_{ij}) - \sum_j (N_{ij} \times E^*_j) - A_i - B_i ] / \sum_j N_{ij}$$

第  $i$  地域の調整済み一人当たり保険料率

$$r_i^{\text{adj}} = [ \sum_j (N_{ij} \times E_{ij}) - \sum_j (N_{ij} \times E^*_j) - A_i - B_i ] / (\alpha \times \sum_j N_{ij} \times Y_i)$$

(注) 以上の地域間調整については、岩本康志(1996)「試案・医療保険制度一元化」『日本経済研究』No.33, 厚生労働省(2004)「政管健保の平成13年度医療給付費実績に基づく都道府県別の医療給付費及び保険料率の機械的試算」を参考にした。

### 3. 試算結果

試算結果は表 1 - 5 及び図 1 - 4 にまとめてあるが、これらの図表から次のような点が確認できる。

#### 調整前の地域間格差（表 1、図 1 - 2）

- ・ 年齢調整・所得調整を行わない未調整の保険料率は、保険者を都道府県単位にしても大きな格差が残る。
- ・ 国保の保険料（1人当たり年額）は、最低 73,346 円（千葉）から最高 110,859 円（徳島）まで分布し、標準偏差は 9,280 円となっている。ただし、所得水準の地域間格差を考慮すると、課税標準に対する保険料の比率　それを国保の保険料率とみなす　のほう  
が適切である。その値で見ても、5.7%（東京）から 13.1%（鹿児島）とかなりの幅があり、標準偏差も 2.0%ポイントとなっており、大きな格差が生じる。
- ・ 政管健保の保険料率は、最低 2.9%（東京）から最高 6.9%（奈良）、標準偏差は 1.0%ポイントとなっている。政管健保の地域間格差は、国保の半分程度と言える。
- ・ 地域別に見ると、とりわけ国保の場合、保険料率の「西高東低」の傾向が顕著である。ただし、東日本でも北海道・東北は比較的高い。また、容易に予想されることだが、大都市圏ほど保険料率は低めになる。

#### 年齢調整・所得調整の状況（表 2 - 5、図 3 - 4）

- ・ 年齢調整は、国保の場合、とりわけ中国・四国や北海道・東北で受取の度合いが大きい。これらの地域で、高齢化が相対的に進んでいることを反映している。しかし、政管健保の場合は、年齢調整の規模は限定的であり、ブロックを保険者にするとほぼ不要となる。
- ・ 所得調整は、国保の場合、首都圏と東海からその他の地域へという調整が行われることが明確である。
- ・ 年齢調整と所得調整の規模を比べると、所得調整のほうがかかなり大きい。逆に言うと、医療をめぐる地域間格差の原因としては、所得格差のほう  
が年齢構成の違いより大きい。
- ・ 国保と政管健保を比べると、年齢調整と所得調整のいずれにおいても国保のほう  
がやや

大きな調整が行われることになる。

- ・年齢調整と所得調整のパターンや規模は、国保と政管健保のいずれにおいても、同一ブロックに属する都道府県の間で似通った傾向を持っている。これは、ブロックを保険者の単位とすることに一定の合理性を与えるものである。

調整後の地域間格差（表1、図1-2）

- ・年齢調整・所得調整後の地域間格差は、保険料率で見るとかなり縮小している。とりわけ国保の場合、最大値と最小値の幅や標準偏差が半分程度に圧縮される。政管健保での格差縮小の規模はそれより小さいが、調整前に比べると格差は一回り小さくなる。
- ・保険者をブロックにすると、その制度変更自体が年齢調整・所得調整の機能を間接的に発揮するので、格差はある程度縮小する。さらに年齢調整・所得調整を行うと、地域間格差はかなり圧縮される。
- ・1人当たり保険料の地域間格差は、年齢調整・所得調整によって拡大する場合がある。これは、高所得地域ほど医療給付費が高く、調整前の保険料も高めになっており、そこに所得調整を行うことでさらに保険料が高くなる（低所得地域はその逆）傾向があるためである。

#### 4. 政策的含意：ブロックを保険者とすることの意義

以上の試算結果から、ブロックを保険者とすることの意義を読み取るとすれば、  
効率性と公平性のバランスをとりやすい、  
都道府県レベルで効率化誘因が働きやすい、  
という2点が指摘できる。さらに、これらに加えて、  
都道府県の枠を超えて保険マネジメントが強化されやすい、  
という点もブロックを保険者とすることのメリットとして考えられる。

効率性と公平性のバランス

- ・保険料負担の地域間格差には、プラス・マイナスの両面がある。まず、（調整を行っても残る）地域間格差が保険運営の効率性の違いを反映したものであるとすれば、保険運営の効率化を目指さざるを得ない。保険料負担の高い地域の保険者は、被保険者・加入者から批判を受けるだろう。その意味で、地域間格差の存在は効率化誘因としてプラスに

機能する面がある。全国でまったく均一の保険料負担であれば、地域において効率化誘因は機能しにくくなる。

- ・一方、公平性の観点からすると、あまり大きな地域間格差は是認しにくい。たまたまその地域に住んでいるために、同じ医療サービスをほかの地域より高い負担で受けなければならないという状況は、被保険者から見て納得しがたい。そして、彼らが高負担を直接生み出したわけではないのだから、その負担を彼らに全面的に強いることも酷である。
- ・この効率性と公平性の「折り合い」をつけるという意味で、保険者をブロックにするという選択肢には望ましい面がある。年齢調整・所得調整を行ったとしても、都道府県レベルでは保険料率の格差は無視できないほど大きい。保険者の単位をもう少し広げ、ブロックを保険者の単位とした上で、医療の効率化を目指すことが現実的な選択肢となる。

#### 効率化誘因

- ・都道府県を保険者とした場合、効率化は各都道府県がそれぞれ取り組むことになるが、その基準になるのは、基本的には自らの保険料率と全国平均との差だけである。もちろん、全国平均より高い保険料率を住民に求める都道府県ほど、住民からの批判を受けて効率化に努めるだろうが、外部からの効率化への圧力は直接的には掛かりにくい。
- ・一方、ブロックを保険者とする場合は保険料率が域内で一律となり、ブロック内で財源調整が行われる。赤字が発生した都道府県は、効率化が相対的に遅れていると域内で評価され、保険者としてのブロックや域内の其他都道府県から効率化の取り組みとりわけレセプト審査の強化、予防医療の推進、医療サービス供給の適正化、介護保険との連携強化などを要請される。しかも、ブロックは地域特性が似通った都道府県で構成されるので、各都道府県による効率化への取り組みの違いが浮き彫りになりやすい。
- ・このように、ブロックを保険者とすることで、各都道府県は効率化への圧力を外部から受けやすい状態に置かれる。そのため、各都道府県にとっては、自らが属するブロックの平均的な水準まで効率性を高めることが、差し迫った現実的な目標となる。各ブロック内でこうした効率化誘因を働かせるほうが、各都道府県に効率化の取り組みをすべて委ねるより効果が上がる面もあると考えられる。

(注) 一般に、ブロックが国から受け取る調整交付金は、域内の各都道府県が、都道府県を保険者とした場合に受け取る調整交付金の合計に等しい。また、保険者をブロックとした場合、ブロック内で財源を域内のほかの都道府県から受け取るのは、図1や図2において、「調整後：都道府県」の折れ線が「調

整備：ブロック」の折れ線を上回る都道府県である。

表6は、一例として、関西ブロックを保険者とした場合に、域内2府4県の保険財政がどうなるかを試算したものである。ブロック内の財源調整は、年齢・所得調整後の保険収支が黒字の府県から赤字の府県に財源を移転するという形で行われる。

## 保険マネジメント

- ・保険者がブロックになると、ブロックが域内の都道府県の医療保険に関するパフォーマンスを評価・管理・指導する権限を得るため、医療保険のマネジメントが都道府県の枠を超えて進みやすくなる。現行では、一般の医療需要に対応する医療供給量は「二次医療圏」単位で設定され、そのコントロールは都道府県の医療審議会等が行っている。その役割を調整交付金の給付・拠出の単位となるブロックが担い、ブロック全体と域内都道府県の給付管理を行うことで、医療給付の効率化が容易になる。
- ・さらに、医療給付の調整手段の一つとして、医療行為の単価である診療報酬の設定について、ある程度の設定権限をブロックに委譲することも検討に値する。現行制度では、診療報酬の設定は中医協で一元的に行われ、内容（水準）も全国一律となっている。これを都道府県単位で行うことは規模などから見て現実的ではないが、ブロックが地域の受療特性や調整交付金の給付・拠出状況の観点から、医療行為の単価を通じて医療給付の総額を調節することは、ブロックでこそ為しうる効率化策と考えられる。
- ・もちろん、現実には、保険者としてのブロックが直ちに実現するわけではない。社会保障審議会医療保険部会等では、国保、政管健保、組合健保（全国展開保険者を除く）について、それぞれ都道府県単位の保険者を創設する方向で議論されている。しかし、各保険制度の保険者が都道府県単位で整った場合でも、都道府県規模の複数制度が協議するより、それらを上から俯瞰できる、捕捉規模の大きい主体が指導力を発揮する仕組みがあったほうが望ましい。
- ・そのほか、保険者の範囲をブロックに広げることにより、保険事務の経費などの面で「規模の経済」が働くことも期待される。

以上

## 表1 試算結果の要約

### 保険料率 (%)

国保	都道府県		ブロック	
	調整前	調整後	調整前	調整後
最大値(A)	13.1	10.9	11.0	9.4
最小値(B)	5.7	6.8	6.0	7.2
(A)-(B)	7.4	4.1	5.0	2.2
標準偏差	2.0	1.0	1.9	0.9
平均値	7.9	7.9	7.9	7.9
政管健保	都道府県		ブロック	
	調整前	調整後	調整前	調整後
最大値(A)	6.9	6.6	6.1	5.6
最小値(B)	2.9	3.8	4.0	4.7
(A)-(B)	4.0	2.7	2.1	0.9
標準偏差	1.0	0.6	0.7	0.3
平均値	5.0	5.0	5.0	5.0

### 1人当たり保険料(年額, 円)

国保	都道府県		ブロック	
	調整前	調整後	調整前	調整後
最大値(A)	110,859	103,331	98,568	93,917
最小値(B)	73,346	63,486	78,199	76,776
(A)-(B)	37,513	39,845	20,369	17,141
標準偏差	9,280	10,657	7,211	6,178
平均値	85,123	85,123	85,123	85,123
政管健保	都道府県		ブロック	
	調整前	調整後	調整前	調整後
最大値(A)	144,260	150,610	117,543	118,215
最小値(B)	75,592	66,196	99,835	98,763
(A)-(B)	68,668	84,414	17,708	19,451
標準偏差	14,427	12,532	5,810	5,680
平均値	107,781	107,781	107,781	107,781

- (注) 1. 保険料率は、基本的に若年医療給付費だけを賄うものであり、老健・退職拠出金分を除く。  
 2. 医療給付費のうち国庫負担でカバーされる分(国保50%、政管健保13%)は除く。  
 3. 政管健保の保険料率は労使計。  
 4. 標準偏差及び平均値は各都道府県・ブロックの人口規模を考慮して計算した値。



表2 国保 - 都道府県を保険者とする場合

都道府県	保険料率(課税標準比、%)					保険料(被保険者1人当たり年額、円)					課税標準 (加入者1人 当たり年額、千円)	加入者数 (千人)
	調整前	調整(抛出+, 受取-)			調整後	調整前	調整(抛出+, 受取-)			調整後		
		年齢調整	所得調整	計			年齢調整	所得調整	計			
全国	7.9	-0.0	0.0	0.0	7.9	85,123	0	0	0	85,123	1,080	27,750
北海道	11.1	-0.2	-0.7	-0.9	10.2	107,994	-1,935	-6,649	-8,584	99,411	971	1,091
青森	9.5	-0.2	-1.4	-1.6	7.9	83,993	-2,049	-12,118	-14,166	69,827	882	422
岩手	10.1	-0.7	-1.3	-2.0	8.1	89,556	-6,268	-11,800	-18,068	71,488	887	303
宮城	8.7	0.1	-0.9	-0.8	7.9	82,144	555	-8,227	-7,673	74,471	945	502
秋田	10.6	-0.9	-1.6	-2.5	8.1	90,927	-8,141	-13,614	-21,754	69,173	858	239
山形	8.7	-0.6	-0.9	-1.4	7.3	82,512	-5,452	-8,246	-13,698	68,813	945	257
福島	9.5	-0.2	-1.2	-1.3	8.2	86,562	-1,520	-10,489	-12,009	74,553	909	466
茨城	7.3	0.2	-0.3	-0.2	7.1	74,831	1,557	-3,491	-1,934	72,898	1,023	787
栃木	7.5	0.1	-0.1	-0.1	7.4	79,303	593	-1,138	-545	78,758	1,061	510
群馬	7.6	0.1	-0.3	-0.2	7.3	77,996	641	-3,035	-2,394	75,602	1,030	496
新潟	9.1	-0.4	-0.9	-1.4	7.7	84,949	-4,041	-8,701	-12,741	72,208	938	436
富山	9.5	-0.6	-0.2	-0.8	8.7	99,446	-6,062	-2,307	-8,369	91,077	1,042	156
石川	9.2	-0.2	-0.1	-0.2	8.9	97,901	-1,964	-595	-2,559	95,343	1,070	214
福井	8.2	-0.1	-0.2	-0.3	7.9	86,240	-1,463	-1,973	-3,436	82,804	1,047	141
山梨	7.5	-0.1	-0.1	-0.2	7.3	79,455	-1,103	-886	-1,989	77,466	1,065	229
長野	7.7	-0.1	-0.5	-0.6	7.1	76,748	-1,171	-5,020	-6,192	70,557	998	416
埼玉	6.2	0.1	0.6	0.7	7.0	74,718	1,394	7,264	8,658	83,376	1,198	1,565
千葉	6.3	0.1	0.4	0.5	6.8	73,346	831	4,828	5,659	79,006	1,158	1,413
東京	5.7	0.1	1.4	1.6	7.3	80,810	2,034	20,487	22,521	103,331	1,413	3,137
神奈川	6.0	0.2	1.2	1.3	7.4	80,471	2,287	15,599	17,886	98,357	1,334	1,811
岐阜	6.9	-0.1	0.3	0.2	7.1	78,058	-828	2,898	2,070	80,128	1,127	471
静岡	6.2	-0.1	0.8	0.7	6.9	76,073	-879	9,257	8,377	84,450	1,230	812
愛知	6.4	0.1	0.9	1.0	7.4	80,441	1,396	11,259	12,655	93,096	1,263	1,464
三重	8.2	-0.2	-0.4	-0.6	7.6	82,410	-1,547	-4,499	-6,046	76,364	1,006	362
滋賀	7.5	0.2	-0.3	-0.1	7.4	76,387	2,360	-3,560	-1,200	75,187	1,022	238
京都	8.4	0.0	-0.7	-0.7	7.8	82,018	119	-6,530	-6,411	75,607	973	509
大阪	8.9	0.1	-0.5	-0.3	8.5	88,888	1,261	-4,651	-3,390	85,497	1,004	2,154
兵庫	8.7	-0.0	-0.6	-0.6	8.1	85,969	-244	-5,623	-5,867	80,102	988	1,097
奈良	8.1	-0.0	-0.6	-0.7	7.4	79,166	-310	-6,167	-6,477	72,689	979	291
和歌山	9.7	-0.2	-1.4	-1.7	8.0	84,844	-2,133	-12,626	-14,760	70,084	874	277
鳥取	9.8	-0.3	-0.9	-1.2	8.6	92,144	-2,896	-8,737	-11,632	80,512	937	108
島根	10.2	-0.8	-0.8	-1.6	8.7	98,056	-7,452	-7,423	-14,875	83,181	959	117
岡山	10.5	-0.1	-1.1	-1.2	9.3	96,416	-1,355	-9,988	-11,342	85,073	917	317
広島	9.7	-0.1	-0.5	-0.6	9.2	97,617	-1,100	-4,677	-5,777	91,839	1,003	489
山口	11.1	-0.7	-1.1	-1.8	9.2	101,029	-6,353	-10,180	-16,533	84,496	914	250
徳島	13.1	-0.5	-1.7	-2.2	10.9	110,859	-4,117	-14,244	-18,361	92,498	847	144
香川	10.6	-0.3	-0.8	-1.1	9.4	100,458	-2,802	-7,821	-10,623	89,836	952	174
愛媛	11.1	-0.4	-1.7	-2.2	9.0	93,663	-3,491	-14,697	-18,188	75,475	840	307
高知	12.0	-0.5	-1.6	-2.1	9.9	102,459	-4,188	-13,713	-17,902	84,558	856	178
福岡	10.6	0.1	-1.0	-0.9	9.7	98,342	1,113	-9,144	-8,031	90,312	931	1,010
佐賀	10.1	-0.0	-1.0	-1.0	9.1	93,936	-251	-9,399	-9,650	84,286	926	187
長崎	11.7	-0.1	-1.7	-1.8	9.9	99,009	-1,165	-14,394	-15,559	83,450	845	361
熊本	10.4	-0.2	-1.2	-1.4	9.0	93,341	-1,514	-11,107	-12,621	80,719	899	446
大分	11.9	-0.7	-1.8	-2.5	9.5	99,929	-5,745	-14,837	-20,582	79,347	838	236
宮崎	10.4	-0.2	-1.7	-1.9	8.5	87,984	-1,823	-14,329	-16,152	71,832	846	302
鹿児島	13.1	-0.6	-2.4	-2.9	10.2	102,229	-4,616	-18,371	-22,987	79,242	780	391
沖縄	10.6	1.4	-3.1	-1.7	8.9	75,990	9,786	-22,291	-12,505	63,486	716	469

(注)1. 保険料率は、基本的に若年医療給付費だけを賄うものであり、老健・退職拠出金を除く。  
 2. 医療給付費のうち国庫負担でカバーされる分(50%)は除く。

表3 政管健保 - 都道府県を保険者とする場合

都道府県	保険料率(総報酬比、%)					保険料(加入者1人当たり年額、円)					総報酬 (加入者1人 当たり年額、千円)	加入者数 (千人)
	調整前	調整 (抛出+, 受取-)			調整後	調整前	調整 (抛出+, 受取-)			調整後		
		年齢調整	所得調整	計			年齢調整	所得調整	計			
全国	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	107,781	0	0	0	107,781	2,135	33,836
北海道	6.5	-0.1	-0.4	-0.5	6.1	129,319	-1,236	-7,789	-9,025	120,294	1,980	1,847
青森	6.4	0.1	-0.9	-0.8	5.5	114,739	2,011	-16,857	-14,846	99,893	1,804	440
岩手	6.1	0.0	-0.8	-0.8	5.3	111,891	570	-14,673	-14,103	97,788	1,840	440
宮城	5.5	0.1	-0.5	-0.4	5.1	107,441	1,209	-9,509	-8,300	99,141	1,947	665
秋田	6.3	0.1	-0.8	-0.7	5.6	116,257	1,181	-14,462	-13,281	102,976	1,841	379
山形	5.2	0.1	-0.5	-0.4	4.9	101,740	2,461	-9,353	-6,892	94,848	1,947	399
福島	5.8	0.1	-0.6	-0.6	5.3	110,333	1,369	-11,990	-10,621	99,712	1,898	622
茨城	5.0	0.1	0.1	0.2	5.2	108,699	1,695	1,790	3,485	112,184	2,170	548
栃木	5.0	0.1	0.1	0.2	5.2	109,459	1,399	1,887	3,286	112,745	2,173	458
群馬	4.8	-0.1	-0.0	-0.1	4.7	101,795	-1,154	-566	-1,720	100,075	2,124	540
新潟	5.2	0.0	-0.4	-0.4	4.8	102,685	549	-8,429	-7,879	94,806	1,966	828
富山	5.0	-0.1	0.2	0.1	5.1	111,467	-2,241	4,785	2,544	114,011	2,230	415
石川	5.2	-0.0	0.1	0.2	5.3	114,433	-783	2,523	1,740	116,173	2,186	431
福井	4.6	-0.0	0.2	0.1	4.7	100,641	-848	3,548	2,700	103,340	2,207	298
山梨	4.7	-0.0	0.0	0.0	4.7	101,413	-226	948	722	102,135	2,154	225
長野	4.4	-0.1	0.0	-0.1	4.3	94,859	-2,276	764	-1,512	93,347	2,151	642
埼玉	5.4	-0.0	0.3	0.3	5.7	122,428	-795	7,457	6,662	129,090	2,280	892
千葉	6.3	-0.1	0.3	0.3	6.6	144,260	-1,395	7,745	6,350	150,610	2,289	616
東京	2.9	0.0	1.0	1.0	3.8	75,592	14	25,538	25,551	101,144	2,642	3,047
神奈川	5.1	-0.1	0.7	0.6	5.7	124,299	-1,625	16,209	14,584	138,883	2,458	1,092
岐阜	5.0	-0.1	0.0	-0.1	5.0	107,938	-1,227	132	-1,095	106,843	2,138	614
静岡	4.5	-0.0	0.4	0.3	4.8	102,999	-1,128	8,514	7,386	110,385	2,305	933
愛知	4.2	0.0	0.4	0.4	4.6	97,774	204	8,701	8,906	106,680	2,308	2,098
三重	5.2	-0.0	0.1	0.0	5.3	113,115	-516	1,534	1,018	114,134	2,165	458
滋賀	5.3	0.0	0.0	0.0	5.3	112,152	301	17	318	112,470	2,136	312
京都	4.8	0.0	0.1	0.1	4.9	104,417	117	1,404	1,520	105,937	2,163	812
大阪	4.4	0.0	0.2	0.2	4.6	98,712	73	4,654	4,727	103,439	2,226	2,905
兵庫	5.5	-0.0	-0.0	-0.0	5.5	117,534	-254	-196	-450	117,084	2,131	1,308
奈良	6.9	-0.0	-0.3	-0.3	6.6	138,926	-391	-6,277	-6,668	132,257	2,011	277
和歌山	5.8	0.0	-0.5	-0.4	5.4	113,910	583	-9,144	-8,561	105,349	1,954	282
鳥取	6.0	-0.0	-0.5	-0.5	5.5	117,192	-41	-9,580	-9,621	107,571	1,946	216
島根	5.6	-0.0	-0.4	-0.4	5.2	110,701	-703	-7,179	-7,882	102,818	1,993	272
岡山	5.7	-0.0	-0.2	-0.3	5.4	116,428	-792	-4,987	-5,779	110,649	2,037	689
広島	5.3	-0.0	-0.1	-0.1	5.1	110,362	-707	-1,931	-2,639	107,724	2,098	1,011
山口	5.6	-0.2	-0.2	-0.4	5.2	114,280	-3,292	-4,786	-8,078	106,202	2,039	447
徳島	6.5	0.0	-0.4	-0.4	6.1	127,539	140	-8,817	-8,676	118,862	1,962	264
香川	5.4	-0.1	-0.2	-0.3	5.1	110,289	-1,281	-4,604	-5,885	104,404	2,043	384
愛媛	5.3	0.0	-0.5	-0.5	4.8	102,064	704	-9,836	-9,132	92,932	1,939	528
高知	5.6	-0.0	-0.2	-0.2	5.4	114,969	-125	-3,993	-4,117	110,852	2,056	265
福岡	5.8	0.1	-0.4	-0.3	5.5	114,880	1,352	-7,502	-6,149	108,731	1,986	1,745
佐賀	6.3	0.1	-0.8	-0.8	5.5	114,863	1,239	-15,295	-14,057	100,807	1,833	296
長崎	6.2	0.1	-0.9	-0.8	5.4	112,133	1,784	-15,926	-14,142	97,991	1,819	474
熊本	6.2	0.1	-0.7	-0.7	5.6	115,964	1,604	-13,748	-12,144	103,819	1,863	580
大分	6.4	-0.0	-0.8	-0.8	5.6	117,845	-62	-14,564	-14,626	103,219	1,846	422
宮崎	6.1	0.1	-0.9	-0.9	5.2	109,377	1,241	-16,820	-15,579	93,798	1,801	376
鹿児島	5.9	0.0	-1.0	-0.9	4.9	104,961	731	-17,063	-16,333	88,629	1,794	604
沖縄	6.1	0.3	-2.0	-1.7	4.4	91,891	4,877	-30,571	-25,694	66,196	1,516	439

(注) 1. 保険料率は、基本的に若年医療給付費だけを賄うものであり、老健・退職拠出金分を除く。  
 2. 医療給付費のうち国庫負担でカバーされる分(13%)は除く。  
 3. 保険料率は労使計。

表4 国保 - ブロックを保険者とする場合

ブロック	保険料率(総報酬比、%)					保険料(被保険者1人当たり年額、円)					課税標準 (被保険者1人 当たり年額、千円)	加入者数 (千人)
	調整前	調整(拠出+、受取-)			調整後	調整前	調整(拠出+、受取-)			調整後		
		年齢調整	所得調整	計			年齢調整	所得調整	計			
全国	7.9	0.0	0.0	0.0	7.9	85,123	0	0	0	85,123	1,080	27,750
北海道・東北	10.0	-0.3	-1.0	-1.3	8.7	92,962	-2,636	-9,248	-11,884	81,078	929	3,279
北関東・甲信越・北陸	7.9	-0.1	-0.3	-0.4	7.5	80,886	-658	-3,452	-4,111	76,776	1,023	3,385
首都圏	6.0	0.1	1.1	1.2	7.2	78,199	1,751	13,967	15,718	93,917	1,307	7,926
東海	6.6	0.0	0.6	0.6	7.2	78,199	122	7,633	7,755	85,954	1,204	3,110
関西	8.7	0.1	-0.6	-0.5	8.2	85,905	523	-5,618	-5,095	80,810	988	4,565
中国・四国	10.7	-0.3	-1.1	-1.4	9.3	98,568	-3,185	-9,683	-12,868	85,700	922	2,085
九州・沖縄	11.0	0.0	-1.6	-1.6	9.4	94,069	256	-13,701	-13,446	80,623	856	3,401

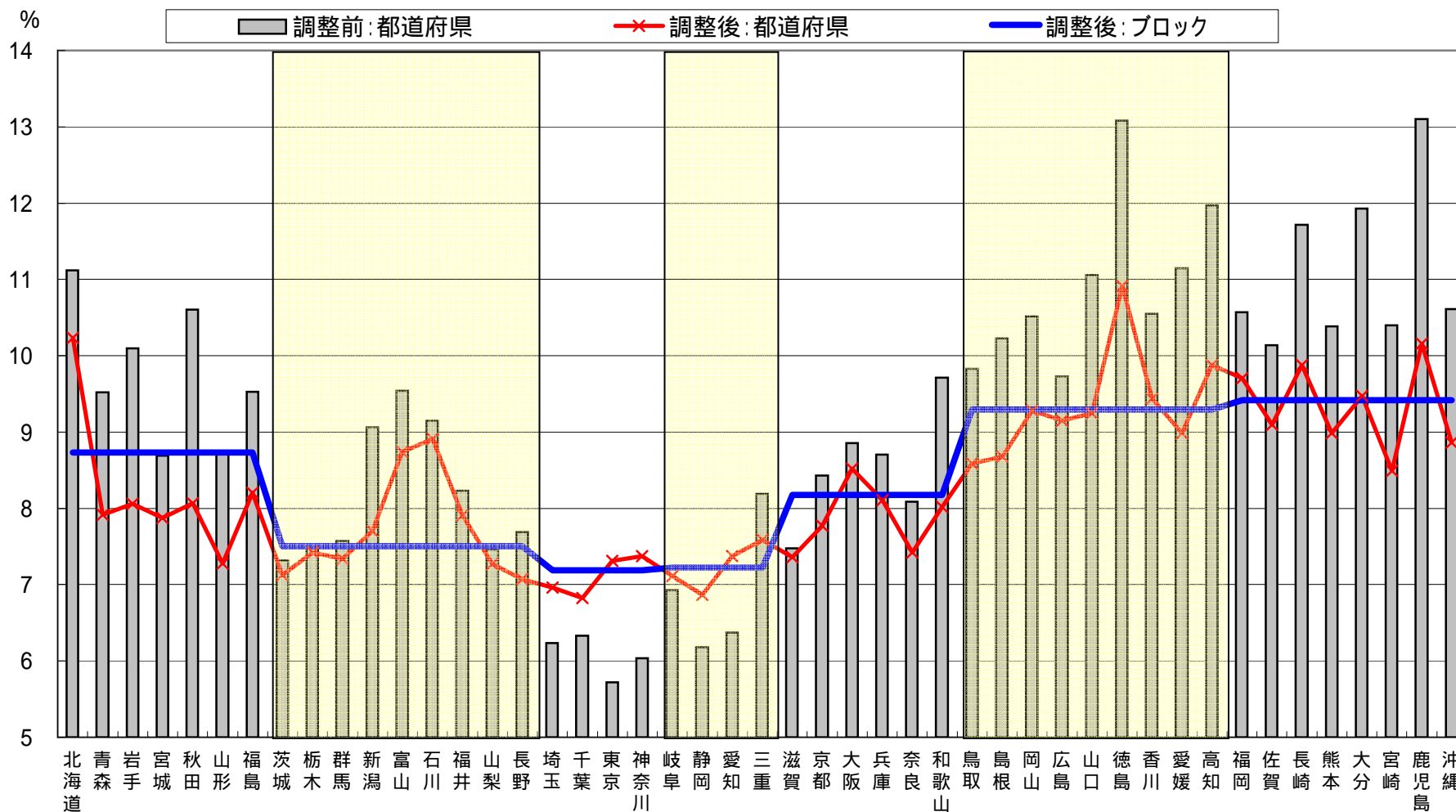
表5 政管健保 - ブロックを保険者とする場合

都道府県	保険料率(総報酬比、%)					保険料(加入者1人当たり年額、円)					総報酬 (加入者1人 当たり年額、千円)	加入者数 (千人)
	調整前	調整(拠出+、受取-)			調整後	調整前	調整(拠出+、受取-)			調整後		
		年齢調整	所得調整	計			年齢調整	所得調整	計			
全国	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	107,781	0	0	0	107,781	2,135	33,836
北海道・東北	6.1	0.0	-0.6	-0.5	5.6	117,543	405	-10,699	-10,293	107,250	1,922	4,793
北関東・甲信越・北陸	4.9	0.0	0.0	0.0	4.9	104,633	-382	-152	-534	104,099	2,132	4,385
首都圏	4.0	0.0	0.8	0.7	4.7	99,835	-585	18,964	18,379	118,215	2,511	5,647
東海	4.5	0.0	0.3	0.3	4.8	102,196	-395	6,573	6,178	108,374	2,266	4,103
関西	4.9	0.0	0.1	0.1	5.0	107,047	22	1,693	1,715	108,762	2,168	5,897
中国・四国	5.5	0.0	-0.3	-0.3	5.2	112,547	-751	-5,397	-6,148	106,399	2,029	4,076
九州・沖縄	6.0	0.1	-0.8	-0.7	5.3	111,315	1,530	-14,082	-12,552	98,763	1,855	4,936

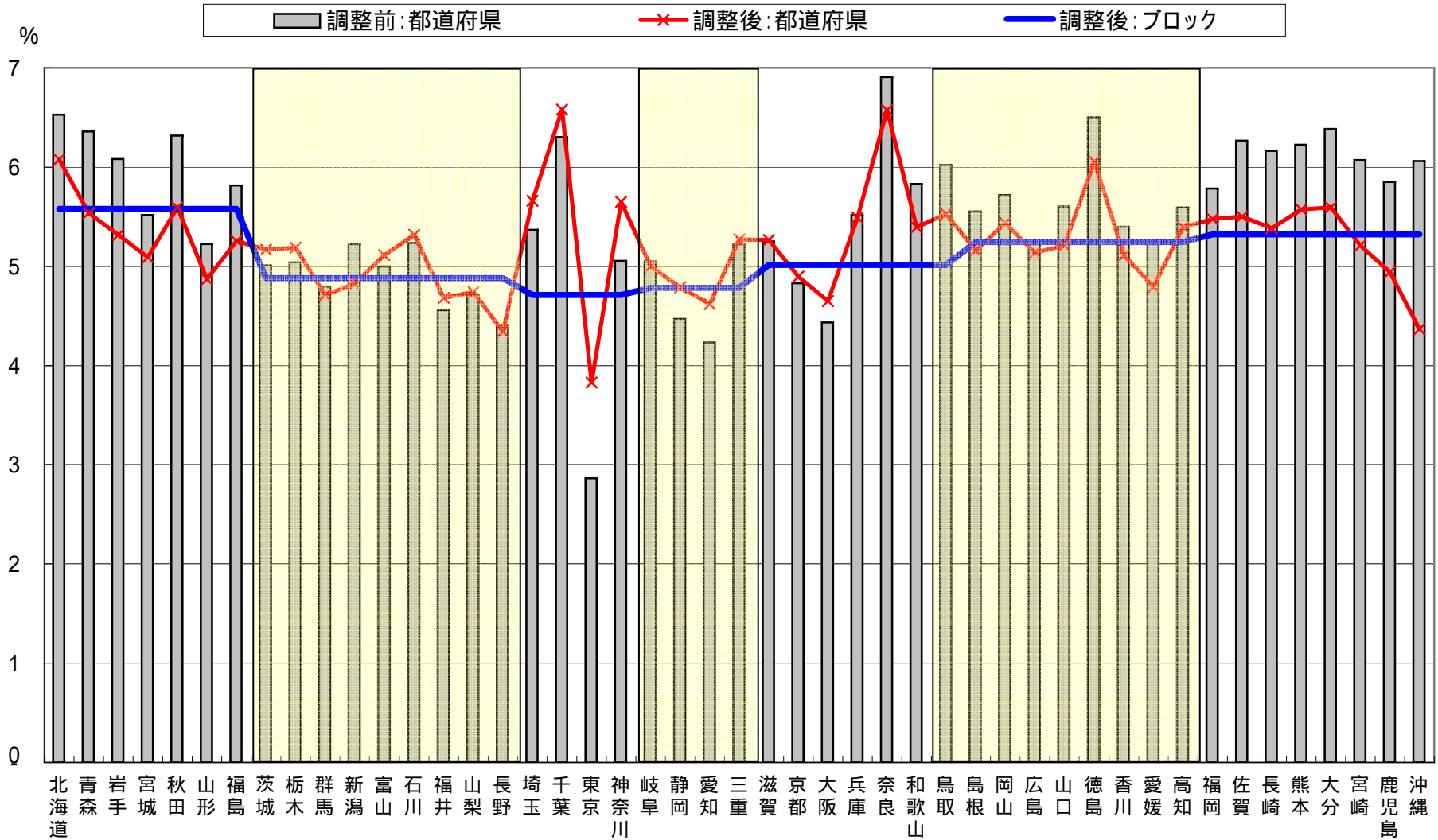
- (注) 1. 保険料率は、基本的に若年医療給付費だけを賄うものであり、老健・退職拠出金分を除く。  
 2. 医療給付費のうち国庫負担でカバーされる分(国保50%、政管健保13%)は除く。  
 3. 政管健保の保険料率は労使計。

# 図1: 国保: 保険料率\*の比較

(\*: 被保険者1人当たり保険料 / 課税標準)

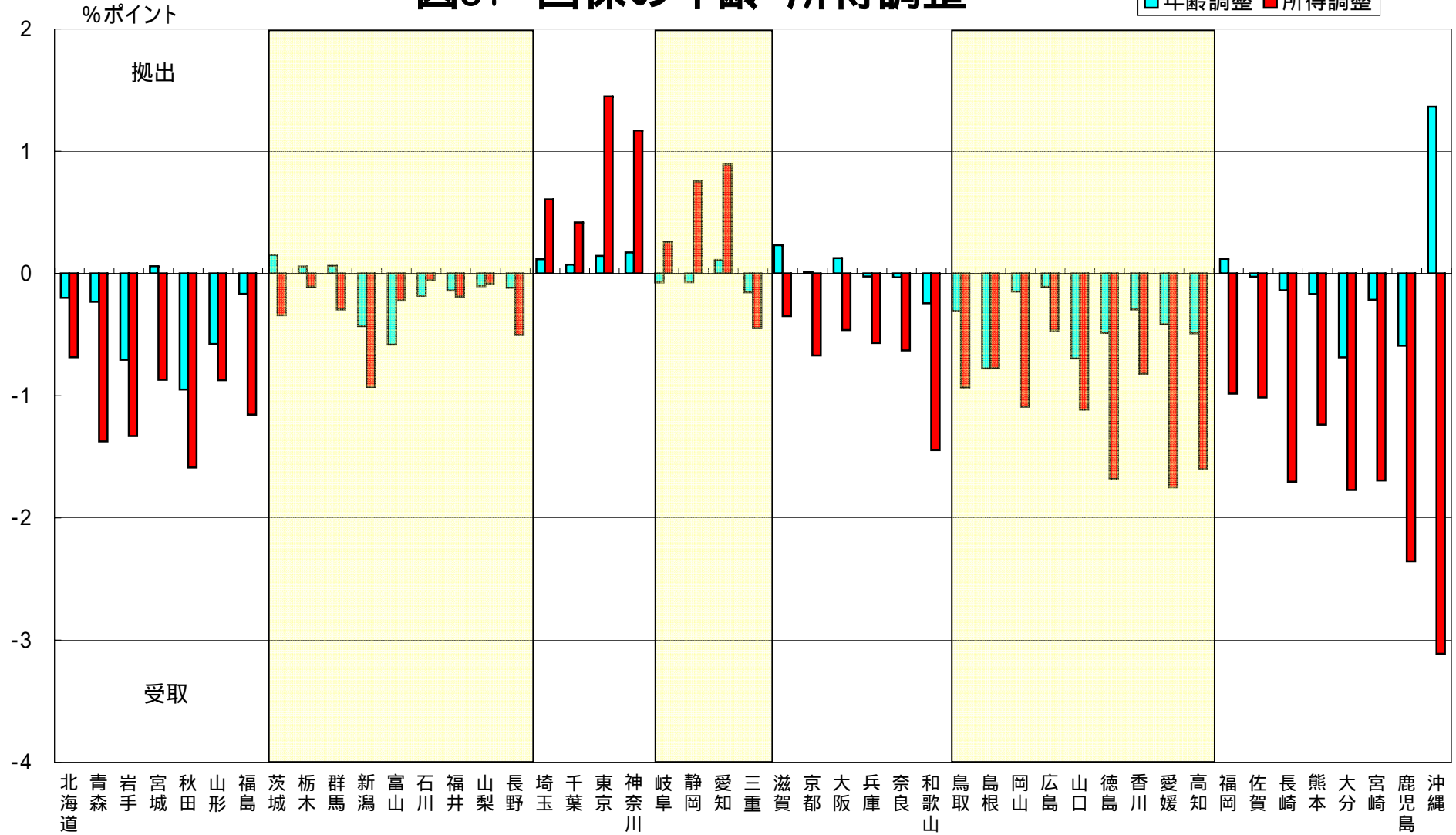


## 図2: 政管健保: 保険料率の比較



### 図3: 国保の年齢・所得調整

■ 年齢調整 ■ 所得調整



# 図4 政管健保の年齢・所得調整

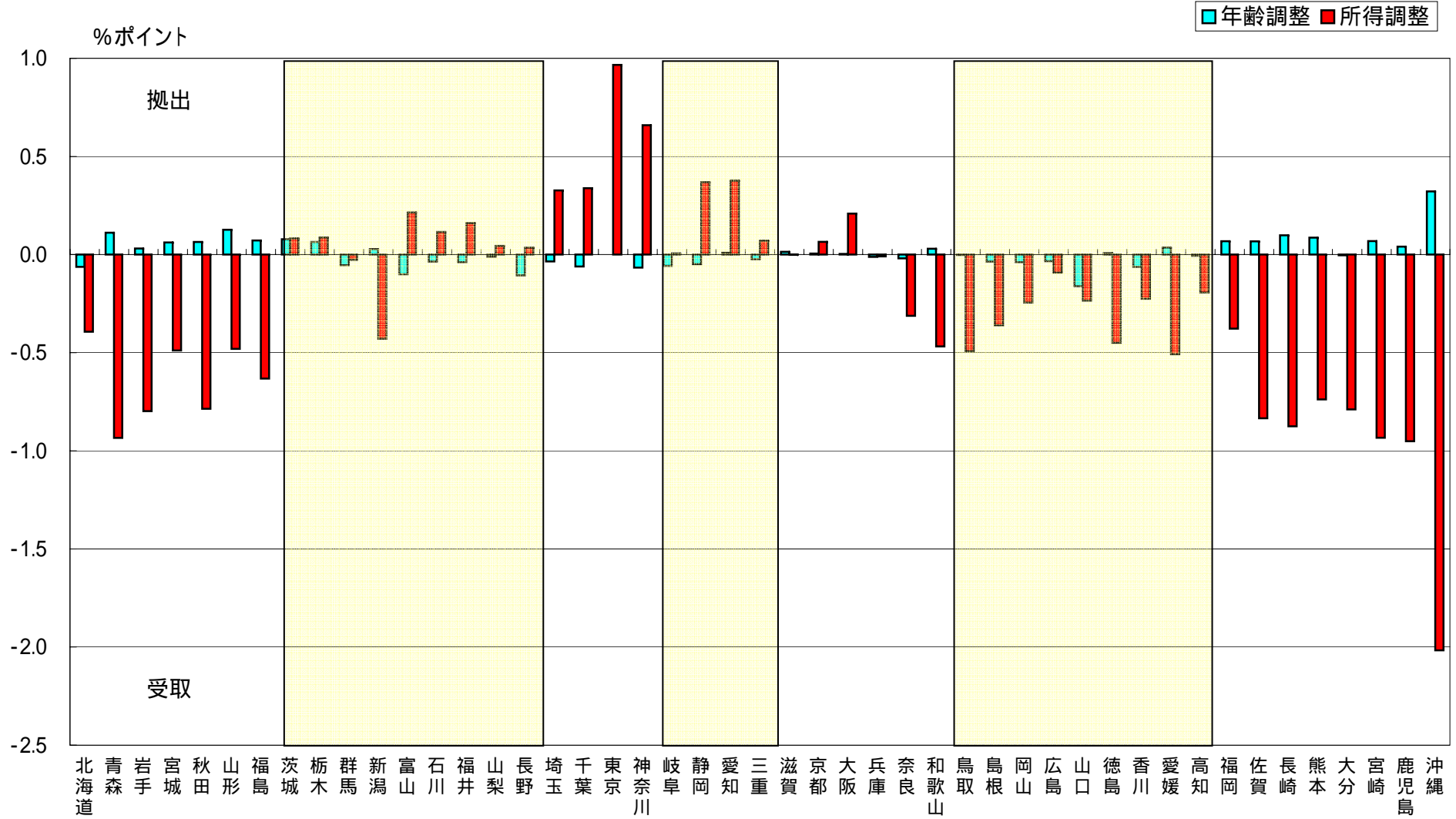


表6 ブロックを保険者とする場合の関西2府4県の保険財政

国保 府県	医療保険給付 (A) (国庫負担を除く)	保険料収入 (B) (保険料:80,810円)	調整交付金 (拠出-, 受取+) (C)			計	保険収支 (B)+(C)-(A)	1人当たり (年額、円)
			年齢調整		所得調整			
滋賀	18,148	19,850	-561	846	285	1,987	8,366	
京都	41,735	40,502	-60	3,323	3,262	2,029	3,987	
大阪	191,425	176,804	-2,715	10,016	7,301	-7,320	-3,399	
兵庫	94,329	88,661	268	6,169	6,437	769	701	
奈良	23,053	23,318	90	1,796	1,886	2,152	7,389	
和歌山	23,496	19,792	591	3,497	4,087	383	1,384	
2府4県合計	392,185	368,926	-2,387	25,646	23,259	0	0	

政管健保

府県	医療保険給付 (A) (国庫負担を除く)	保険料収入 (B) (保険料率:5.0%)	調整交付金 (拠出-, 受取+) (C)			計	保険収支 (B)+(C)-(A)	1人当たり (年額、円)
			年齢調整		所得調整			
滋賀	62,965	61,409	-93	-5	-98	-1,655	-5,297	
京都	153,947	157,128	-91	-1,097	-1,188	1,993	2,454	
大阪	536,023	571,755	-202	-12,857	-13,059	22,673	7,805	
兵庫	258,987	245,811	316	243	558	-12,617	-9,643	
奈良	60,140	49,976	105	1,677	1,782	-8,382	-30,237	
和歌山	54,088	49,732	-160	2,503	2,344	-2,013	-7,131	
2府4県合計	1,126,149	1,135,811	-125	-9,536	-9,661	0	0	

(参考) 国保 + 政管健保

府県	医療保険給付 (A) (国庫負担を除く)	保険料収入 (B)	調整交付金 (拠出-, 受取+) (C)			計	保険収支 (B)+(C)-(A)	1人当たり (年額、円)
			年齢調整		所得調整			
滋賀	81,113	81,259	-654	840	187	333	605	
京都	195,681	197,629	-151	2,226	2,075	4,022	3,045	
大阪	727,448	748,558	-2,917	-2,841	-5,758	15,352	3,035	
兵庫	353,316	334,472	583	6,412	6,995	-11,848	-4,925	
奈良	83,193	73,294	195	3,473	3,668	-6,230	-10,961	
和歌山	77,584	69,524	431	6,000	6,431	-1,629	-2,914	
2府4県合計	1,518,335	1,504,737	-2,513	16,111	13,598	0	0	

- (注) 1. ブロック内の財源調整は、年齢・所得調整後の保険収支(右から2列目)が黒字の府県から赤字の府県に財源を移転するという形で行われる。  
 2. 拠出と受取の符号がほかの図表と逆になっていることに注意。  
 3. 保険料率は、基本的に若年医療給付費だけを賄うものであり、老健・退職拠出金分を除く。  
 4. 医療給付費のうち国庫負担でカバーされる分(国保50%、政管健保13%)は除く。  
 5. 政管健保の保険料率は労使計。